

## 令和7年度水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、省エネ家電製品への買換えを促進し、電気料金の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策の推進を図るため、省エネ家電製品へ買換えをする市民に対し、予算の範囲内において水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、水俣市補助金等交付規則(昭和62年規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、省エネ家電製品とは、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が2027年度基準で86%以上であるエアコン及び2021年度基準で100%以上である電気冷蔵庫をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 自らが居住する市内の住宅の既存のエアコン又は電気冷蔵庫(いずれも製造年から9年以上経過した物)を新品(未使用)の省エネ家電製品に交換するために購入し、設置する者
- (2) 本人又は本人と同一世帯で生活する者が同一年度中にこの補助金の交付決定を受けていない者
- (3) 水俣市に住所を有している者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 水俣市家庭版環境ISO「みなまたエコダイアリー」に登録がある又は新たに登録する者

### (補助対象製品等)

第4条 補助金の交付の対象となる製品、経費、補助限度額等は、次のとおりとする。

- (1) 購入金額(消費税及び設置費用等含む。)合計額の2分の1(1万円未満切り捨て)で上限5万円。
- (2) 市内事業者から購入した物(インターネット、テレビ等の通信販売による購入は、補助対象外とする。)

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書等の写し(型式等の機種を特定できる記載があるものに限る。)
- (2) 省エネ家電製品の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率が達成できている製品であることが確認できるカタログの写し又は仕様書等の写し
- (3) メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し
- (4) 買換え前のエアコン又は電気冷蔵庫を処分した際の特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)の写し
- (5) 買換え前のエアコン又は電気冷蔵庫の製造年が分かる写真
- (6) 市税の滞納のない証明書

- (7) 世帯構成が分かる住民票
  - (8) 預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を確認できる書類
  - (9) 水俣市家庭版環境ISO「みなまたエコダイアリー」登録用紙
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定兼確定通知書（別記第2号様式）により、不交付を決定したときは水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

- 2 申請は、受付順に審査するものとし、補助金申請額が予算額を上回る場合は、予算の範囲内で交付決定を行うものとする。
- (補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

- 2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(状況調査)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(財産の処分制限)

第11条 交付決定者は、交付申請年度の翌年度から起算して6年以内に、補助金を受けて購入した省エネ家電製品を補助金の交付の目的に反して使用、販売、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供してはならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けた者に係る第8条、第9条及び第11条の規定については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(過年に不交付を決定した申請の取扱)

3 令和6年度に水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金要綱に基づき受け付けた申請のうち、交付の要件を満たしたものであって、予算の範囲を超過したことにより不交付を決定したものについては、本要綱に基づく新たな申請があったものとして取り扱うことができる。

(過年に不交付を決定した申請について交付を決定する場合の取扱)

4 前項の規定により受け付けた申請について交付の決定をした場合は、当該交付を決定した年度に一回に限り、第3条第2号の規定に関わらず、当該交付の決定を受けた者を補助対象者とすることができる。

水俣市長 様

(申請者) 申請者本人が署名してください。

住所	〒 水俣市
フリガナ	
氏名	
電話番号	

水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付申請書兼請求書

省エネ家電製品への買換えについて、補助金の交付を受けたいので、水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり必要書類を添えて申請し、請求します。

記

1 対象機器	エアコン	冷蔵庫
2 購入年月日	年 月 日	年 月 日
3 機器のメーカー名・機種名		
4 購入店舗名		
5 設置年月日	年 月 日	年 月 日
6 購入金額(税込)	円	円
7 補助金 交付申請額	※上記6の合計×1/2 円	※1万円未満切捨、上限50,000円 <b>0,000円</b>
8 振込指定口座  ※申請者本人の 口座に限ります。	フリガナ	
	口座名義人 ※申請者名義に限る	
	銀行・信用組合	本店 支店 出張所
	信用金庫・農協	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座	口座番号

【添付書類】

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 領収書等の写し（型式等の機種を特定できる記載があるもの）                                    | <input type="checkbox"/> 買換え前のエアコン又は電気冷蔵庫の製造年が分かる写真          |
| <input type="checkbox"/> 省エネ家電製品の形状、規格、構造及び省エネ基準達成率が達成できている製品であることが確認できるカタログの写し又は仕様書等の写し | <input type="checkbox"/> 市税の滞納のない証明書                         |
| <input type="checkbox"/> メーカーが発行した省エネ家電製品の保証書の写し   | <input type="checkbox"/> 世帯構成が分かる住民票                         |
| <input type="checkbox"/> 買換え前のエアコン又は電気冷蔵庫を処分した際の特定家庭用機器廃棄物管理票（リサイクル券）の写し                 | <input type="checkbox"/> 預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類 |
|  | <input type="checkbox"/> 水俣市家庭版環境ISO「みなまたエコダイアリー」登録用紙（未登録の方） |

様

水俣市長

水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金については、水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定及び確定したので、通知します。

記

1 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付確定額 金 \_\_\_\_\_ 円

3 交付の時期

4 交付の条件

- (1) 交付申請年度の翌年度から起算して6年以内に、補助金を受けて購入した省エネ家電製品を補助金の交付の目的に反して使用、販売、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供してはならない。
- (2) 補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、交付決定者に対して報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は本補助金交付要綱の規定に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。既に補助金を交付しているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずることができる。

別記第3号様式（第6条関係）

指令第 号  
年 月 日

様

水俣市長

水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金については、下記の理由により不交付と決定したので、水俣市省エネ家電製品買換え促進補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

不交付理由

